

▶日本学術会議第 63 回総会報告◀

第 63 回総会は、昭和 48 年 4 月 24 日からはじまった。総会は通常年 2 回、各 3 日間に限られている。したがって総会の期間は本会議にとってきわめて貴重なものである。全国の科学者の切実な要求・要望は、この期間に勧告あるいは申し入れ等に最終的に仕上げられるのであって、全会員はとくに重要な責任をこの 3 日間の審議に負っている。今総会は傍聴者のなかの数十名によって審議が妨げられた。第 1 日の運営審議会および第 7 部会にもまた同様のことがあった。

総会は前総会以後 2 月に開かれた連合部会・各部会を含めた経過の報告からはじまった。会長報告は総会としてその内容を諒承するたてまえになっているが、各部・各委員会の報告は通例その内容を総会として諒承する手続きにおよんでいない。今総会では、会長は日中学术交流等に関する見解とそれに伴う措置を以下のようにまとめ、総会に報告し、総会はこれを諒承した。すなわち日中学术交流の基本については、第 61 回総会の申し合せ「国際学术交流の推進について」を再度強調するとともに、生体実験等科学者の戦争責任に関連して科学者としての資質能力を戦争を目的とする研究に絶対役立たないという倫理に徹すべきことを表明した。さらにいわゆる「略奪文化財」については、日本の科学者自身の反省とそれに基づく自発的行動に関する「訴え」を提案すると共に、これら一連の問題については以上で必要な措置を一応完了したものと考えている事を明らかにした。

野村副会長からは運営審議会付置日本学術振興会小委員会で行なわれている日本学術振興会のあり方（試案）についての審議経過が報告された。その制度に関しては日本学術振興会役員人事の選考基準に関する考え方のべられた。

研究費委員会から科学研究費補助金の第二段審査委員問題について報告があった。昭和 47 年度の第二段審査委員として、身分は助手であるが国内外に業績の認められた人を学術会議から推薦されたにもかかわらず最終的には審査委員の委嘱をうけなかった。この問題については現在協議中であるとの報告があった。また昭和 48 年度特定研究の課題として「第二次世界大戦に関する研究」が推薦されていたにもかかわらず、学術審議会独自の案、すなわち「国際環境に関する基礎的研究」が採択されたがその経緯について報告された。特に後者について活

発に意見が交わされた。原子力問題特別委員会の報告に対しては、前総会で報告された 6 項目の審議計画の大綱すなわち原子力基本法の問題、原子力開発と産業・国民生活、原子力の安全問題、研究体制の問題、核兵器禁止の問題およびその他の事項にそって総合的に検討するよう要望する意見のべられた。

諸報告は総会第 2 日の午前で終り、午後から提案審議がはじまった。最初に宮木高明その他 5 名の会員から前日諒承された会長報告に関係して「生体実験等に関連して科学者の戦争責任について本会議の姿勢を明確にする」申し合せが提案され、賛成多数で可決された。なお、これに関連して、第 3 日には「戦時中に中国等から持ち帰った研究資料の返還について」および「日中国交回復、特に学术交流の再開に際し、日本の科学者に訴える」申し入れおよび声明を賛成多数で可決した。この頃になって傍聴席からの発言が著しく、議長からのたびたびの制止や事務局職員の会場整理の努力にもかかわらず、多数の者が議場に侵入し会長および会員の発言を妨げ続けた。このような事態のなかで非常な努力によって議事が進められ、案件 2 つを可決の後、「学術研究のための大型計算機設置に関する当面の措置について」（勧告）の説明が行なわれた。しかしながらこの頃からさらに議場騒然として議長は多数によって取りまかれ身体が拘束された。また会員のなかには殴打されるものもあった。この急迫した状況のなかで議長は休会を宣せざるを得なかった。この後重ねて休会のアナウンスが行なわれ、会長に代わって伏見副会長が部会開催を指示した。

第 3 日は 9.30 分から会員懇談会が始まったが 9.40 分にはすでに会員総数の過半数を超える 110 の数に達した。このように総会成立の条件が成立した時、総会開催の声があり予定通り第 3 日の総会が始まった。その後ただちに総会を非公開にする議決が行なわれた。ただし報道関係者の傍聴はこれを認めることにした。学術会議の総会は原則として公開されるのが立て前であるが、この措置は前日及び前々日の事態を考慮して貴重な残りの 1 日に全国科学者の期待に答えて全力投球するための対応であって、日本学術会議会則第 6 条 3 項に基づいている。

総会再開後前日休会直前説明のみに終っていた計算機設置に関する提案を一部字句修正のうえ、賛成多数で可決した。次いで「研究連絡委員会の整備に関する措置について（申し合せ）」を可決の後、「筑

波大学新設に関連する諸法案について（声明）」が上程された。提案説明を含めて討論が約 1 時間 30 分の間行なわれた。原案は筑波大学新設に関連する諸法案が、研究・教育の自主性を尊重する本会議のいままでの勧告や大学改革について表明した「自主・民主・全大学の連けいおよび国民・諸階層との交流」の三原則の趣旨と相容れない多くの問題を含んでいることを指摘している。すなわち研究・教育の専門家集団が自ら決定権をもたない中央集権的管理体制の下では、自由にして自主的な研究・教育の場にふさわしい大学自治の制度上の保障がほとんど欠落しており、現在出されているような筑波大学の管理制度には賛成できないことをのべている。また筑波大学新設に関連して提案されている法改正が一般法の形式をとっているため、たとえ任意規定であるとはいえ、このように一般的に方向づけを与えることが、各大学の自主改革を妨げることを指摘している。この声明案をめぐって多くの意見が交換されたが、その結果原案に次の二点、すなわち会議はおおよそ大学改革を一般法ですすめることに常に反対しているとの誤解をさけるとともに、行政指導によって大学の自主改革がさまたげられないようにする旨の字句修正を運営審議会に附託することを条件として票決し、賛成 100、反対 40、白票 11 で原案を可決した。

さらに「大学院および学位制度について」は会議としての見解の表明を運営審議会に委ねることとした。

ついで「学術雑誌出版の助成について（勧告）」が上程され、強い賛成意見とともに可決された。これは学術の一次雑誌出版助成の一般化することを求めたものである。ついで「混相流研究所（仮称）の設立について（勧告）」を可決、続いて「沖縄県における教育・研究の施設・設備ならびに定員の増強について（勧告）」を上程した。オブザーバーとして参加の沖縄県在住科学者琉球大学 山里米昭教授および新城利彦教授の意見をきき賛成多数で可決した。この勧告では、政府が沖縄県の教育・研究の発展のために、特別に配慮し、その歴史的地理的条件を十分に考慮し、教育・研究の施設設備ならびに定員の増強について緊急に格段の措置を求めることにした。こうして 3 日間の審議を終えた。

各方面のストライキのため最初予定された総会日程が 1 日繰り上った。3 日間の出席者はそれぞれ 186、179、159 名にのぼった。（日本学術会議広報委員会）